

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公開番号】特開2018-10867(P2018-10867A)

【公開日】平成30年1月18日(2018.1.18)

【年通号数】公開・登録公報2018-002

【出願番号】特願2017-125183(P2017-125183)

【国際特許分類】

H 05 B 33/10 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/10

H 05 B 33/14

A

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月16日(2020.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有機化合物又は有機金属錯体を発光材料とし、

前記発光材料とホスト材料とを含む発光層を有する発光素子の作製方法であって、

前記発光層は、前記発光材料と前記ホスト材料とを共蒸着することにより形成し、

前記発光層を成膜する際に、共蒸着を行う蒸着室の全圧に対する二酸化炭素の分圧の比率を大気中より大きく保ながら蒸着を行う、発光素子の作製方法。

【請求項2】

請求項1において、

前記発光層を成膜する際に、共蒸着を行う蒸着室の全圧に対する二酸化炭素の分圧の比率が0.1%以上である、発光素子の作製方法。

【請求項3】

請求項1又は請求項2において、前記発光層を成膜する際に、共蒸着を行う蒸着室のチャンバー内の全圧に対する二酸化炭素の分圧の比率が0.1%以上10%以下である、発光素子の作製方法。

【請求項4】

請求項1乃至請求項3のいずれか一項において、

前記蒸着を行う際、前記発光層が成膜される基板を冷却する、発光素子の作製方法。

【請求項5】

請求項1乃至請求項4のいずれか一項において、

前記発光層に、さらにアシスト材料を含む、発光素子の作製方法。

【請求項6】

請求項5において、前記発光材料がイリジウム錯体である、発光素子の作製方法。